

小学生の 居場所について



児童館等の一般来館

〈だれでも利用可能、定員なし、無料〉 ▶ 詳細はP 3 へ

各施設で随時受け付けます。

児童館等の直接一般来館

〈利用要件あり、定員なし、無料〉 ▶ 詳細はP 4 へ

令和8年3月2日（月）から、電子申請又は直接施設で随時受け付けます。

放課GO→

〈だれでも利用可能※1、定員なし※1、無料〉 ▶ 詳細はP 5 へ

【令和8年4月から利用の一斉申込】

※1 一部施設で利用制限あり

登 録 先：登録を希望する放課GO→

登録方法：郵送・電子申請又は持参。なお、郵送・電子申請の場合は、初回利用日までに必ず保護者が施設に「参加カード」を受け取りにお越しくください。

登録受付期間：令和8年3月2日（月）～3月13日（金）持参の場合は日曜を除く※2

※2 放課GO→おだいばの持参受付は土曜・日曜を除く

【一斉申込締切後の申込】

随時受け付けますので、利用を希望する放課GO→へお問い合わせください。

学童クラブ

〈入会選考あり、定員あり、有料〉 ▶ 詳細はP 6 へ

【令和8年4月から入会の一斉申込】

申 請 先：入会を希望する学童クラブ（第1希望の学童クラブ）

申請方法：郵送・電子申請又は持参。なお、持参の場合は、事前に電話連絡の上、持参日時の予約をお願いします。窓口の混雑緩和のためご協力ください。

申請期間：全ての書類が不備のない状態で提出されたもののみ、以下期間で受理します。

〈 郵 送 ・ 電 子 申 請 〉 令和8年1月5日（月）～1月26日（月）必着

〈 持 参 〉 令和8年1月13日（火）～2月2日（月）日曜を除く

※持参予約は令和8年1月5日（月）から受付開始（要電話）。

【一斉申込締切後の申込】

随時受け付けますので、入会を希望する学童クラブへお問い合わせください。

その他の居場所・サービス等

▶ 詳細はP18 へ

一時的に保育が必要となる小学生の保護者向けに、一時保育やベビーシッター利用支援補助等もあります。詳しくはP18 又は港区ホームページ（放課後等の過ごし方）を参照してください。



港区ホームページ
（放課後等の過ごし方）

施設・事業種別	児童館等		学童クラブ		放課GO→	
	一般来館	直接一般来館	児童館等の学童クラブ	放課GO→学童クラブ		
特徴	遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、乳幼児から高校生までの子どもたちと行事やグループ活動等を行います。	保護者が就労等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、生活の場を提供します。			学習、スポーツなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養います。	
実施場所	地域の居場所			小学校内の居場所		
	児童館・飯倉学童クラブ(5か所)* / 子ども中高生プラザ(6か所) / 児童高齢者交流プラザ(1か所)		学童クラブ専門館(7か所)	区立小学校(18か所)	区立小学校(19か所)	
	子どもふれあいルーム(1か所)			※お台場学園港陽小学校は、放課GO→学童クラブは行っていません。		
利用対象	乳幼児～18歳未満 (飯倉学童クラブ及び子どもふれあいルームは乳幼児から小学生まで)	港区内に在住又は港区内の小学校に在籍する1～6年生			当該小学校に在籍又は当該小学校学区域に在住する1～6年生	
定員	なし	なし	定員あり		なし ※「あかさか」は定員あり	
利用条件	なし	保護者の就労等			なし ※「こうなん」は1年生のみ	
利用料	なし	なし	月額:3,000円(育成料)		なし	
おやつ	なし	おやつあり ※お楽しみ会費(学童クラブのみ)、おやつ代は公費負担			なし(各家庭の状況等により18:00まで利用を延長する場合のみ提供あり)	
申込・申請方法	初回登録のみ(随時受付) ※年度ごとに手続き必要	初回登録のみ(随時受付) ※年度ごとに手続き必要	申請書に就労証明書等を添付し、希望する学童クラブへ提出 ※年度ごとに手続き必要		初回登録のみ(随時受付) ※年度ごとに手続き必要	
利用時間	① 児童館・飯倉学童クラブ 【平日】10:00～18:00【土曜日】9:00～17:00 【休館日】日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3) ② 子ども中高生プラザ 【毎日】9:30～20:00(小学生は18:00まで) 【休館日】祝日・年末年始(12/29～1/3) ③ 児童高齢者交流プラザ 【毎日】9:30～20:00(小学生は18:00まで) 【祝日及び12/29・30】9:30～18:15 【休館日】年末年始(12/31～1/3)		【平日】放課後～19:00 【学校休業日の平日】8:00～19:00 【土曜日】8:00～17:00 【休館日】日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)			【平日】放課後～17:00 (延長の場合は～18:00) 【学校休業日の平日】9:00～17:00 (延長の場合は～18:00) 【休館日】土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
	④ 子どもふれあいルーム 【毎日】9:00～18:00 【休館日】年末年始(12/29～1/3)					

*白金台児童館は、大規模改修工事のため、令和8年6月末まで一般来館及び直接一般来館の利用を休止しています。

1 小学生の放課後等の過ごし方

港区では、小学生の放課後等の過ごし方として、児童館等の「一般来館」や「直接一般来館」、小学校内の「放課GO→」、「学童クラブ」など、様々な選択肢があります。それぞれの特徴を比較し、お子さまの成長やご家庭の状況に合わせて、選択してください。

港区ホームページ
(放課後等の過ごし方)



1 児童館等の一般来館

▶ 詳細はP 3へ

児童館等は一度帰宅してから遊びにくるところです。館内には、遊戯室や図書室、工作室、集会室等の設備があり、自由に活動できるほか、乳幼児から高校生までの幅広い年齢の子どもたちと行事や各種グループ活動を行います。初回登録するだけで、無料で、平日 18 時まで利用できます。



2 児童館等の直接一般来館

▶ 詳細はP 4へ

児童館等は原則一旦帰宅してから遊びにくるところですが、保護者の就労等の事情がある場合に限り、放課後に直接来館することができる事業です。初回登録し、事前に利用予約をすることで、無料で、平日 18 時まで利用できます。



3 放課GO→

▶ 詳細はP 5へ

放課後等の時間に小学校内（又は小学校に併設された施設）で安全・安心に過ごすことができる居場所を提供し、遊びや学習、スポーツなどの活動を行う事業です。初回登録し、事前に利用予定表を提出することで、無料で、平日 17 時まで利用できます。

各家庭の状況等により 17 時以降も保護者が不在となる場合は、平日 18 時まで利用できます。
(別途登録、事前に利用予定表の提出あり)

(小学校内の居場所)

※小学校の中にある学童クラブは「放課GO→学童クラブ」と言い

「放課GO→」とは異なります。「放課GO→」と「放課GO→学童クラブ」を合わせて「放課GO→クラブ」と言います。



4 学童クラブ

▶ 詳細はP 6へ

保護者の就労等により、放課後、家庭での保護を受けられない児童に対して、港区学童クラブ条例に基づく生活の場を提供する事業です。定員の設定や育成料の徴収、入会選考があるほか、おやつを提供があり、平日は 19 時まで利用することができます。

専門の職員等が専用アプリ・保護者会・個別面談等を通して、ご家庭と密に連絡を取り合い、子どもの発達に応じた育成支援を継続的に行うことで、成長を見守ります。

(児童館等の学童クラブ)

(小学校内の学童クラブ)



5 その他の居場所・サービス等

▶ 詳細はP 18 へ

一時的に保育を必要とする場合、送迎支援を必要とする場合等に活用できる居場所やサービス等があります。

2 児童館等の一般来館（学校から帰宅した後、平日 18 時まで過ごせます。）

対象児童

乳幼児から 18 歳未満の児童

※ 飯倉学童クラブ及び子どもふれあいルームは乳幼児から小学生まで

対象施設・利用時間

対象施設	利用時間・休館日
飯倉学童クラブ 豊岡児童館 高輪児童館 白金台児童館 台場児童館	【平 日】 10:00～18:00 【土曜日】 9:00～17:00 【休館日】 日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
神明子ども中高生プラザ 麻布子ども中高生プラザ 赤坂子ども中高生プラザ 赤坂子ども中高生プラザ青山館 高輪子ども中高生プラザ 港南子ども中高生プラザ	【毎 日】 9:30～20:00（小学生は 18:00 まで） 【休館日】 祝日・年末年始（12/29～1/3）
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	【毎 日】 9:30～20:00（小学生は 18:00 まで） 【祝 日 及び 12/29・30】 9:30～18:15 【休館日】 年末年始（12/31～1/3）
子どもふれあいルーム	【毎 日】 9:00～18:00 【休館日】 年末年始（12/29～1/3）

※ 白金台児童館は、大規模改修工事のため、令和 8 年 6 月末まで一般来館及び直接一般来館の利用を休止しています。

利用方法

対象施設で登録手続きを行うことで利用できます。

手続き方法は施設ごとに異なりますので、各施設にお問い合わせください。

その他

- ・ 定員、費用負担、利用するための選考はありません。
- ・ プログラム参加（自由参加）の際に、材料費等の実費負担を頂く場合があります。
- ・ 来館後は、自由に活動することができます。館内での児童の活動を職員が見守ります。学校へのお迎えや帰宅時間の管理等はありません。
- ・ 児童館等は原則一旦帰宅してから遊びにくるところです。放課後に学校から直接来館を希望する場合は、4 ページの直接一般来館をご利用ください。
- ・ 障害や特別な配慮を要する児童については、必要に応じて個別面談を実施します。



港区ホームページ
(児童館・飯倉学童クラブ)



港区ホームページ
(子ども中高生プラザ・
児童高齢者交流プラザ)



港区ホームページ
(子どもふれあいルーム)

3 児童館等の直接一般来館（学校からそのまま来て、平日 18 時まで過ごせます。）

対象児童

港区内に在住又は港区内の小学校に在籍する 1 年生から 6 年生までの児童のうち、次のいずれかに該当する児童が対象になります。

- (1) 就労、入院及び学校事業等により保護者が自宅に不在の児童
- (2) 保護者の就労時間が短く、学童クラブの利用ができない児童
- (3) 学童クラブの入会待ち児童※
- (4) 利用する児童館等が自宅から遠い児童

※ 学童クラブに入会後、直接一般来館は利用できません（学童クラブとの重複登録はできません）。学童クラブへの入会が決定した場合には、直接一般来館の登録先にご連絡ください。

対象施設・利用時間

対象施設	利用時間
飯倉学童クラブ 豊岡児童館 高輪児童館 白金台児童館 台場児童館	学校がある平日：放課後～18:00 学校がある土曜日：放課後～17:00 (学校休業日等は「児童館等の一般来館」をご利用ください。)
神明子ども中高生プラザ 麻布子ども中高生プラザ 赤坂子ども中高生プラザ 赤坂子ども中高生プラザ青山館 高輪子ども中高生プラザ 港南子ども中高生プラザ 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	学校がある平日：放課後～18:00 学校がある土曜日：放課後～18:00 (学校休業日等は「児童館等の一般来館」をご利用ください。)

※ 白金台児童館は、大規模改修工事中のため、令和 8 年 6 月末まで一般来館及び直接一般来館の利用を休止しています。

利用方法

(1) 事前登録（年度ごとに登録が必要です。）

令和 8 年 3 月 2 日（月）から、電子申請又は持参により登録票を提出してください。

※ 障害の有無にかかわらず、特別な配慮を要する児童の場合は生活状況調査書を提出してください。

(2) 利用予約

事前に電話又は直接施設で利用予約をしてください。

予約時に利用日、児童名、学校、学年、到着予定時刻等を確認します。

※ 予約変更の場合は必ず電話又は直接施設にお申し出ください。



電子申請フォーム
(直接一般来館登録)

その他

- ・ 定員、費用負担、利用するための選考はありません。
- ・ プログラム参加（自由参加）の際に、材料費等の実費負担を頂く場合があります。
- ・ おやつを提供があります。
- ・ 登録情報については、在籍する小学校に情報提供します。
- ・ 利用日の予定時刻に児童が来館しない場合は、保護者や小学校に連絡することがあります。
- ・ 来館後は、自由に活動することができます。館内での児童の活動を職員が見守ります。学校へのお迎えや帰宅時間の管理等はありません。
- ・ 障害やアレルギー等の状況について、必要に応じて個別面談を実施します。

4 放課GO→（学校の中で、平日 17 時又は 18 時まで過ごせます。）

対象児童

当該放課GO→がある小学校に在籍又は当該放課GO→がある小学校学区域内に在住する1年生から6年生までの児童

※「こうなん」は1年生のみ対象 ※「あかさか」は定員あり

対象施設

全区立小学校（19校）

活動場所

小学校内の放課GO→室、校庭及び体育館等の学校施設等

利用時間

学校がある平日：放課後～17:00（保護者が17:00以降も不在の場合、18:00まで利用可）

学校休業日の平日：9:00～17:00（保護者が17:00以降も不在の場合、18:00まで利用可）

休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

利用方法



電子申請フォーム
（放課GO→参加登録申込）

（1）事前登録（年度ごとに登録が必要です。）

登録を希望する放課GO→に「参加登録申込書」を提出してください。

提出方法	留意事項
郵送・電子申請	<u>初回利用日までに必ず保護者が「参加カード」を受け取りに放課GO→までお越しください。</u>
持参	<u>必ず保護者がお越しください。</u> その際に「参加カード」をお渡しします。あらかじめお電話をいただくとスムーズにご案内できます。

令和8年4月当初から利用を希望する場合は下記期間内に登録手続きをお願いします。

一斉申込期間：令和8年3月2日（月）～3月13日（金） 持参の場合は日曜を除く
上記期間以降は随時受け付けます。

- ※ 「参加カード」をお渡しする際に利用方法等をご案内します。
- ※ 放課GO→では「参加カード」を活用して児童の帰宅時間等の管理を行っています。
- ※ 障害の有無にかかわらず、特別な配慮を要する児童の場合は生活状況調査書を提出してください。
- ※ 一斉申込期間のうち、放課GO→おだいばの持参受付は土曜・日曜を除きます。

（2）利用予定表の提出

原則、利用する前月までに、直接放課GO→に翌月分の利用予定表を提出してください。

利用予定表の様式は毎月配布します。

※ 予定変更の場合は、必ず電話又は直接放課GO→にお申し出ください。

その他

- ・ 定員、費用負担、利用するための選考はありません。
- ・ プログラム参加（自由参加）の際に、材料費等の実費負担を頂く場合があります。
- ・ 障害やアレルギー等の状況について、必要に応じて個別面談を実施します。
- ・ 各家庭の状況等により17時以降も保護者が不在となる場合は、平日18時まで利用できます（別途登録、当日連絡の利用不可、おやつあり）。利用方法は各施設にご確認ください。

5 学童クラブ（平日 19 時まで過ごせます。定員や入会選考、育成料等があります。）

対象児童

【児童館等の学童クラブ】港区内に在住又は港区内小学校に在籍する 1 年生から 6 年生までの児童
【放課 GO→学童クラブ】当該放課 GO→学童クラブがある小学校に在籍又は当該放課 GO→学童クラブがある小学校区域内に在住する 1 年生から 6 年生までの児童

上記児童のうち、次のいずれかに該当する場合は対象になります。

- ① 両親が共に就労等のため、児童を家庭で保護することができない場合
- ② 両親がいない世帯・ひとり親世帯で、保護者が就労等のため、児童を家庭で保護することができない場合
- ③ 保護者が出産、病気、負傷、心身に障害がある等により、児童を家庭で保護することができない場合
- ④ 保護者が介護・看護（心身に障害のある方や、長期療養中の方）にあたっており、児童を家庭で保護することができない場合
- ⑤ その他、特に事情がある場合

対象施設

別紙「令和 8 年度 港区学童クラブ一覧」のとおり

放課 GO→学童クラブあかばね、放課 GO→学童クラブしばはまは、令和 8 年度中に、活動場所の移転等により、定員の拡大を予定しています。
詳細が決まり次第、別途区のホームページ等でご案内します。

在籍期間

入会後の在籍期間は、当該年度の年度末までです。

令和 8 年度の在籍期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

次年度に継続して利用を希望される場合は、改めて申請が必要です。

また原則として、最終利用日から 2 か月にわたり利用がない場合は、退会となります。

利用時間

曜 日	利 用 時 間
月～金曜日	放課後～19:00 ※学校休業日は 8:00～19:00
土曜日	8:00～17:00 ※学校がある日は放課後～17:00

※ 児童の安全面に配慮し、18 時を過ぎて帰宅する場合は、保護者によるお迎えをお願いします。

※ 日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

土曜日の利用

保護者（両親）が就労等により家庭で保護できない場合は、土曜日でも学童クラブを利用することができます。その他、利用方法や実施方法については、各学童クラブにご確認ください。

お弁当が必要な場合

学校休業日などで給食がない場合は、お弁当を持参してください。

なお、港区立小学校の夏休み・冬休み・春休みの長期休業期間及び始業式・終業式・修了式の日には、弁当配送事業を行っています。弁当代は保護者負担となりますが、事前に注文いただくことで、各学童クラブに直接弁当を配送します。詳しくは港区ホームページをご確認ください。



港区ホームページ
（学童クラブ等弁当配送事業）

学童クラブ育成料

月額 3,000 円

- ※ 出席日数にかかわらず、在籍している月は育成料がかかります。
- ※ 入会月と退会月のみ、在籍期間が 15 日以下（土・日・祝日を含む）となる場合に、その月の育成料は 1,500 円となります。
- ※ 原則として口座振替払です。手続方法は港区ホームページを参照してください。
- ※ 育成料は毎月必ずお支払いください。減免制度の適用には事前申請が必要となります。育成料の未納状態が継続すると、地方自治法の定めるところにより滞納処分を行うことがありますのでご注意ください。



港区ホームページ
(学童クラブ育成料について)

【減免制度】（年度ごとに申請が必要です。）

以下①～⑤のいずれかに該当する世帯は、育成料の全額免除が可能です。
ただし、減免制度の適用には、事前申請が必要です。申請した月から適用となります。

- ※ 過去にさかのぼって申請することはできません。
- ※ 入会決定前の申請は受理できません。入会決定後に申請してください。

- ① 生活保護受給世帯
- ② 区市町村民税非課税世帯
- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ 低所得世帯（就学援助受給世帯、生活保護受給世帯に準ずる世帯）
- ⑤ 兄弟・姉妹で港区が運営する学童クラブを利用している第2子以降

学童クラブ児童見守りシステム（ミマモルメ）

児童の放課後の安全・安心の確保のため、学童クラブ児童見守りシステムを導入しています。専用 IC タグを持つ児童が、学童クラブに入退室した際に、その通過履歴を専用アプリ等で保護者にお知らせします。また、専用アプリを通じて学童クラブと保護者との相互連絡（保護者からの欠席遅刻連絡、学童クラブからの各種お知らせ等）を行います。詳細については、入会決定後にご案内します。

【留意事項】

- ・ IC タグ自体に個人情報が入っていません。
- ・ 医療現場で使われる PHS より微弱な電波を使用しているため、医療機器に影響は与えません。
- ・ 鉄や缶等の金属製品やカードキーと密着させたり、ランドセルの奥底やポーチ等に入っていたりすると反応が鈍くなります。
- ・ 水に浸けてしまうと壊れる可能性があります。
- ・ IC タグは、貸与品です。学童クラブを退会する際は、必ず IC タグを返却してください。
- ・ IC タグを紛失・破損した場合は、IC タグを再交付する必要があります。再交付に要する費用 2,620 円（税込）は、利用者の責めによらない故障の場合を除き、保護者の負担となります。

その他

- ① 在籍する小学校に、学童クラブ入（退）会児童の通知をします。
- ② おやつを提供があります。
- ③ 障害やアレルギー等の状況について、必要に応じて個別面談を実施します。
- ④ 住所や勤務先等、当初申請した内容に変更があった場合は、各学童クラブにて申請事項変更の手続きをしてください（勤務先等の変更の場合は就労証明書の提出が必要です。）。
- ⑤ 入会要件に該当しなくなった場合は、退会していただきます。
- ⑥ 希望する学童クラブに入会できず、入会待ちをする場合は、空きが出た際に選考対象となります。申請の有効期間は当該年度末までです。有効期間内に入会の必要がなくなる、又は申請状況に変更が生じた場合は、各学童クラブにご連絡ください。

6 学童クラブの申込方法

入会までの流れ (年度ごとに申請が必要です。)

(1) 事前準備 申請に必要な書類の作成・取得等の準備をしてください。

- 各様式は港区ホームページでダウンロードできるほか、各学童クラブ、各総合支所管理課、子ども若者支援課（区役所7階）でも配布しています。
- 年度途中の入会申請は随時受付を行います。空き状況によっては申請をしても入会できない場合があります。最新の空き状況について、あらかじめ各施設にお問い合わせいただくようお願いします。



港区ホームページ
(学童クラブ等入会案内)

(2) 申請 入会を希望する学童クラブに必要書類を提出してください。

申請先	入会を希望する学童クラブ（第1希望の学童クラブ）
申請方法	郵送・電子申請・持参 ※持参の場合は入会を希望する学童クラブに事前予約必須



電子申請フォーム
(学童クラブ利用申請)

- 持参の場合は、事前に電話連絡の上、持参日時の予約をお願いします。予約なく持参された場合は、内容確認や受理できない場合があります。
- 特別な配慮を要する児童の場合、申請後に必要に応じて個別面談を実施します。なお、この面談は職員体制や設備環境の迅速な整備等を目的とし、選考結果に影響することはありません。
- 申請に当たっては、11ページ「入会申込に関する注意事項」を必ずご確認ください。

(3) 選考・入会決定 港区学童クラブ入会基準に基づき公平な選考を行います。

- 選考の結果、第1希望の学童クラブに入会できない場合は、第2希望の学童クラブにおいて引き続き選考を行います。この場合、提出書類は第2希望の学童クラブに引き継ぎます。
- 選考結果は、郵送でお知らせします（4月入会の場合は、2月末頃に送付予定）。

(4) 入会説明会 各学童クラブで入会説明会を実施します。

- 4月入会の場合の説明会日時等は、別紙「令和8年度港区学童クラブ 入会説明会日時（予定）」をご確認ください。

申請期間

(1) 令和8年4月から入会の一斉申込

郵送・電子申請の場合	令和8年1月5日(月)～1月26日(月) 必着
持参の場合	令和8年1月13日(火)～2月2日(月) 日曜を除く ※持参予約は令和8年1月5日(月)から受付開始(要電話)

(2) 一斉申込以降の随時申込

郵送・電子申請・持参により随時受付を行います。
最新の空き状況について、あらかじめ各施設にお問い合わせいただくようお願いします。

提出書類

※ 鉛筆や消せるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。

※ 誤字等は二重取り消し線で訂正してください。



電子申請フォーム
(学童クラブ利用申請)

(1) 学童クラブ利用申請書 (郵送・持参により提出する場合のみ)

(2) 家庭で保護することができない状況を証明する書類

保護者の状況		必要書類
就 労	従業員・派遣社員・パート等	○就労証明書 (申請日から4か月以内に発行されたもの) ○直近1か月以上のタイムカードや出勤簿のコピー (変則就労の場合のみ。直近の勤務が実態と乖離している場合は平均的な月のもの。就労証明書の備考欄や裏面に具体的な記載があれば提出不要です。)
	役員・自営業主・家庭内職者・家族従業者(3親等以内の親族が経営する会社に勤めている方)等	○就労証明書 (申請日から4か月以内に発行されたもの) ○仕事の実態がわかる書類のコピー (請負契約書、受注書、登記事項証明書、開業届、営業許可書、履歴事項証明書等) ○直近1か月以上のタイムカードや出勤簿のコピー (変則就労の場合のみ。直近の勤務が実態と乖離している場合は平均的な月のもの。就労証明書の備考欄に具体的な記載があれば提出不要です。)
出 産		○母子健康手帳のコピー (手帳の出産 (予定) 日のわかるページ)
疾 病		○医師の診断書 (意見書) のコピー (申請日から3か月以内に発行されたもの) (発症時期、療養期間、通院の頻度、児童の保護が困難な状態について具体的な記載があるもの) ※ 具体的な記載がない場合は、一般療養 (基準指数 11 点) とします。
障 害		○障害者手帳又は愛の手帳等のコピー
介護・看護		○介護、看護の実態がわかる書類 (被介護・看護者の診断書、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳等いずれかのコピー) ○介護・看護用タイムスケジュール表 (区ホームページから所定の書式をダウンロードできます。任意の書式でも構いません。)
求 職 中		○求職カード又は受付票 (ハローワーク発行) のコピー ※ 就労が決定次第、就労証明書の提出をお願いします。入会后3か月経過しても就労が決まらなかった場合は、原則として退会となります。
就 学		○就学 (予定) 証明書 (申請日から4か月以内に発行されたもの) ○履修時間のわかるもの
育児休業		○就労証明書 (申請日から4か月以内に発行されたもの) ○育児休業給付金決定通知書又は雇用保険が天引きされていることがわかる直近の給与明細書のコピー (6月末までに復帰予定の場合は不要です。就労証明書のみ提出してください。)
災 害		○り災証明等のコピー

(3) **その他の書類** (以下に該当する場合のみ) ※調整指数等に関係します。

区分	必要書類
生活保護受給世帯の場合	○生活保護受給証明書のコピー
入会申請児童に障害がある場合	○医師の診断書(意見書)(<u>申請日から3か月以内に発行されたもの</u>)、障害者手帳、愛の手帳又は障害福祉サービス受給者証等のコピー ※ 区立小学校の特別支援教室又は通級指導学級に通っている場合は申請書にその旨を記載してください。 ○生活状況調査書
入会申請児童に特別な配慮を要する場合	○生活状況調査書
18歳未満の同居児童に障害がある場合	○医師の診断書(意見書)(<u>申請日から3か月以内に発行されたもの</u>)、障害者手帳、愛の手帳又は障害福祉サービス受給者証等のコピー
ひとり親世帯の場合	○戸籍謄本(<u>申請日から3か月以内に発行されたもの</u>)、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療証、児童育成手当認定通知書又は児童育成手当支払通知書いずれかのコピー 〈外国籍の場合〉 ○大使館が発行する独身証明書又は婚姻要件具備証明書(<u>申請日から3か月以内に発行されたもの</u>)のコピー 〈離婚を前提に別居している場合〉 ○離婚を前提としていることがわかる書類(離婚調停申立書、弁護士との契約書、支援措置申立書等)のコピー ※ 戸籍謄本によるひとり親世帯の証明が困難な場合、上記いずれの書類も提出が困難な場合はご相談ください。
港区に転入予定の場合	○賃貸契約書又は売買契約書のコピー (住所地、引渡し日、契約者名が記載されているもの)

【提出書類に関する注意事項】

- ※ 就労証明書の押印は必須ではありません。事業者名が記名されている就労証明書を無断で作成し、又は改変を行ったときは、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。ご注意ください。
- ※ 英語以外の外国語の書類には、日本語訳を添付してください。

【提出書類の発行日について】

- ※ 就労証明書及び就学(予定)証明書は、申請日から4か月以内に発行されたものが有効となります。
- ※ 医師の診断書(意見書)及び戸籍謄本は、申請日から3か月以内に発行されたものが有効となります。
- ※ 上記以外の書類は、原則、申請日から3か月以内に発行されたもの又は有効期限等が明示された期限内のものが有効となります。

入会申込に関する注意事項

(1) 持参申請の場合

- ・持参の場合は、入会を希望する学童クラブ（第一希望の学童クラブ）に事前に電話連絡をし、持参日時の予約をお願いします。
- ・予約なく持参された場合は、内容確認や受理できない場合があります。
- ・締切日直前は、窓口・電話ともに大変混み合いますので、余裕をもって申し込みください。また、混雑緩和のため、可能な限り電子申請にご協力ください。
- ・全ての必要書類が不備のない状態で揃わない場合は受理できません。

(2) 電子申請の場合

- ・証明書等はスキャンしていただくか、写真を添付することで提出できます。
- ・写真を添付する場合は、鮮明で文字が読み取れる状態のものを使用してください。
- ・電子申請の到着確認の問い合わせには回答できません。送信完了通知メールをご確認ください。送信完了通知メールには受付番号が記載されていますので、必ず保管してください。
- ・申請を受けた順番に内容を確認します。申請数が多い場合、確認に数日程度を要します。
- ・1月26日（月）の23時59分までにシステム上で区に到達した申請が一斉申込の対象となります。
- ・締切日直前は申請件数が多くなり、内容の確認に時間を要しますので、余裕をもって申し込みください。
- ・不備のない状態で書類を提出してください。
- ・申請内容に不備がある場合は、再提出の依頼をメール（no-reply@logoform.jp）で送ります。メールを受信し、確認できるようにしてください。
- ・不備がある場合には、2月2日（月）までに再提出をしてください。再提出のない申請は無効となります。
- ・締切日以降の電子申請は、2月2日（月）までに全ての書類が不備のない状態で揃っている場合を除き、随時申込として取り扱います（一斉申込の対象とはなりません。）。

(3) 郵送申請の場合

- ・書類は到着確認ができる郵送方法で提出してください。郵送の到着確認の問い合わせには回答できません。
- ・郵送事故等による書類の遅れや不着について、区は一切の責任を負いません。
- ・締切日必着です。締切日までには届くように余裕をもって送付してください。
- ・書類に不備がある場合、学童クラブから電話で連絡します。一斉申込の場合は、2月2日（月）までに必ず再提出してください。全ての必要書類が不備のない状態で揃わない場合、一斉申込の対象とはなりません。

(4) 申請内容と事実が異なる場合や虚偽の場合

- ・申請は無効（入会者は退会）となります。
- ・事業者名が記名されている就労証明書を無断で作成し、又は改変を行ったときは、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。ご注意ください。

（５）特別な配慮を要する児童の申請の場合

- ・ 障害の有無に限らず、発達や言語等に課題がある児童など、集団生活の中で個別配慮のニーズがある児童の場合には、生活状況調査書を提出してください。また、必要に応じて学童クラブから提出をお願いする場合があります。
- ・ 申請後に必要に応じて個別面談を実施します。なお、面談は職員体制や設備環境の迅速な整備等を目的とし、選考結果に影響することはありません。ただし、環境を整えるために利用開始まで時間を要する場合があります。

（６）出産要件の申請の場合

- ・ 出産要件で入会する場合の在籍期間は、出産予定月を中心に前後２か月、計５か月までとなります。在籍期間を超えて利用継続することはできません（継続して利用を希望する場合、別の要件にて再度申請が必要です。）。

（７）疾病要件の申請の場合

- ・ 発症時期、療養期間、通院の頻度、児童の保護が困難な状態について具体的な記載がある診断書により基準指数を算定します。診断書に具体的な記載がない場合は、一般療養（基準指数11点）とします。

入会決定後の注意事項

- ・ 入会説明会は必ず出席し、全ての配布資料を確認してください。
- ・ 児童に関する緊急連絡先や帰宅経路等の把握のため、児童票をあらかじめご提出いただきます。提出がない場合、児童の受け入れはできません。
- ・ 育成料は毎月必ずお支払いください。減免制度の適用には事前申請が必要となります。育成料の未納状態が継続すると、地方自治法の定めるところにより滞納処分を行うことがありますのでご留意ください。
- ・ 学童クラブの利用が必要な事由に該当しなくなった場合は、退会となります。
- ・ 正当な理由がなく、最終利用日から２か月にわたり利用がない場合は、退会となります。
- ・ 調整指数10（出席率）（15ページ）の適用を避けること等を目的とした学童クラブの一時的な入退室は、欠席として取り扱います。
- ・ インフルエンザや新型コロナウイルス等の学校感染症を理由に学童クラブを欠席する際には、感染症名と出席停止期間を学童クラブにお知らせください。
- ・ 氏名、住所、連絡先又は勤務先等に変更があった場合は、「申請事項変更届」を利用している学童クラブに提出してください。学童クラブを退会する場合は、「利用辞退届」を利用している学童クラブに提出してください。いずれの様式も区のホームページからダウンロード、また電子申請も可能です。



港区ホームページ
(学童クラブ利用申請後
に必要な手続き)

7 学童クラブ入会基準（基準指数・調整指数・優先順位）

【指数の算出方法】

保護者2名の基準指数 + 調整指数 = その世帯の合計指数

※ ひとり親世帯（単身赴任世帯含む）の場合には、父又は母の基準指数に20を加え、さらに調整指数を合算します。なお、ひとり親世帯の証明書類の提出がない場合は、基準指数及び調整指数の加点はありません。

※ 指数の高い方から入会を内定します。同一指数となった場合には優先順位をもとに選考します。

基準指数

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が家庭において児童の保護に当たれない場合）			基準 指数
	類型	細目		
1	就 労	月 20 日以上 の就労	1 日 8 時間以上又は月 160 時間以上の就労を常態としている	20
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている	17
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている	14
		月 16 日以上 の就労	1 日 8 時間以上の就労を常態としている	17
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている	14
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている	11
		月 12 日以上 の就労	1 日 8 時間以上の就労を常態としている	14
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている	11
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている	8
上記に該当しないが、月 4 8 時間以上の就労を常態としている			8	
2	出 産	出産（出産予定月を中心に前後 2 か月、計 5 か月まで）		12
3	疾 病	入院（概ね 1 か月以上にわたり、入院又は入院を予定している場合）		22
		居宅内療養	常時病臥（概ね 1 か月以上、1 日の大半を病床に臥し、原則医師の診療を継続して受けている場合）、感染性疾患、重度の精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳 2 級程度以上）	20
			常時安静を要する（少なくとも 2 週間に 1 回は通院を必要とする病状にあり、医師から安静又は安静に近い療養を指示されている場合）	14
			一般療養（上記のいずれにも該当しないものの、児童の保護に支障があると認められる状態）	11
4	障 害	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級程度		20
		身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度		14
		身体障害者手帳 4 級		8
5	介 護 看 護	月 20 日以上 の介護・看護	1 日 8 時間以上の介護・看護	17
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の介護・看護	14
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の介護・看護	11
		月 16 日以上 の介護・看護	1 日 8 時間以上の介護・看護	14
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の介護・看護	11
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の介護・看護	8
		月 12 日以上 の介護・看護	1 日 8 時間以上の介護・看護	11
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の介護・看護	8
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の介護・看護	5

6	求 職	求職のため、日中外出を常態としている		2
7	就 学	月 20 日以上 の就学	1 日 8 時間以上の就学	17
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就学	14
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就学	11
		月 16 日以上 の就学	1 日 8 時間以上の就学	14
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就学	11
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就学	8
8	育児休業	育児休業中で年度内に職場復帰（ただし、4 月 1 日から 6 月末までに復帰予定の場合は、復帰後の就労形態に応じた基準指数を適用）		10
		育児休業中		8
9	災 害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合		20

（注）児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合など、明らかに保護が必要と認められる場合は、入会順位にかかわらず、入会措置をとる場合があります。

- ※ 就労時間には、休憩時間を含みます。
- ※ 入会要件が 2 項目以上にわたる場合は、基準指数の高い方を適用します。
- ※ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します（やむを得ない理由による場合はご相談ください）。ただし、育児短時間勤務制度により 1 日 6 時間以上の勤務又は 1 日 2 時間までの勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。なお、入会後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、入会が取消しとなる場合があります。

調整指数

番号	条件		調整指数
1	生活保護受給世帯		+ 8
2	両親ともに不存在（死亡・拘禁・行方不明等）の世帯		+ 8
3	入会申請児童に障害がある場合	（1）身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度又は精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	+12
		（2）身体障害者手帳 3・4 級、愛の手帳 4 度又は精神障害者保健福祉手帳 3 級	+ 8
		（3）その他上記に準ずる障害があると認められる人 ※ 医師の診断書（意見書）・障害福祉サービス受給者証がある人、区立小学校の特別支援教室又は通級指導学級に通う人が対象	+ 4
4	同居の児童に障害がある場合		+ 2
5	申込み時点の生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため日中外出を常態の世帯（ひとり親世帯は除く）		+ 3
6	ひとり親世帯（単身赴任世帯含む）		+ 2
7	入会申請児童の学年 （小学校 5・6 年生の加算なし）	（1）小学校 1 年生	+ 6
		（2）小学校 2 年生	+ 4
		（3）小学校 3 年生	+ 2
		（4）小学校 4 年生	+ 1

8	多胎児の申請をしている世帯（入会希望の申請児童に限る）		+ 1
9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合		+ 1
10	前年度平日の学童クラブ出席率が 40%未満の児童（9月から 11 月を基準とする）		- 2
11	自宅又は被介護者の自宅で要介護 3 ～ 5、身体障害者手帳 1 ～ 2 級又は愛の手帳 1 ～ 2 度の親族を介護・看護している世帯 ※ 基準指数の類型が「介護・看護」に該当する場合のみ対象となります。		+ 3
12	大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない者		- 3
13	港区外住民登録世帯（DV等やむを得ない理由で港区に住民登録ができない場合を除く）		- 3
14	保護者の帰宅時刻（夜間勤務の場合は適用しない）	（1）14 時 30 分よりも前の場合	- 6
		（2）16 時よりも前の場合	- 4
		（3）17 時よりも前の場合	- 2

優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位による。

1	入会申請児童が学年の低い児童
2	ひとり親世帯・両親不存在
3	疾病世帯
4	障害者世帯（申請児童が障害を有する場合を含む）
5	就労世帯
6	前年度の出席率が高い児童（9月～11月を基準とする）
7	選考対象の学童クラブに同居の児童が入会済みの場合
8	選考対象の学童クラブに同居の児童が同時申請の世帯
9	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
10	保護者が港区に引き続き居住している年数が長い世帯 （市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時移転前及び一時移転の期間も居住年数に含む）

8 よくあるご質問

■ 重複登録について

Q 児童館や放課GO→、学童クラブにそれぞれ登録・入会は可能ですか？

A 学童クラブの入会は1施設のみです。また、児童館等の直接一般来館の登録も1施設のみです。学童クラブと直接一般来館、また、原則、学童クラブと放課GO→延長利用の両方に入会・登録することはできません。

児童館等の一般来館と放課GO→については、対象要件の範囲内で複数施設に登録することができます。学童クラブあるいは直接一般来館に入会・登録しながら、複数の児童館等の一般来館や放課GO→に登録することもできます。

■ 保険について

Q 各施設では保険に加入していますか？

A 児童館、放課GO→、学童クラブ等では、活動中や移動中のケガや事故に備えて「団体総合補償制度費用保険」等に参加しています。さらに補償を充実させたい方は、スポーツ安全保険（年間800円）にご加入ください（加入は任意です）。詳細は直接各施設へお問い合わせください。

■ 個人情報について

Q 個人情報はどのように取り扱いますか？

A いただいた特定の個人を識別できる情報について、個人情報の保護に関する法律及び港区個人情報の保護に関する法律施行条例の定めるところにより、適正に取り扱います。

■ 学童クラブについて

Q 学童クラブに、年度途中から入会したいのですが、申し込みはいつから受け付けますか？

A 入会を希望する日の1か月前から受け付けます。

Q 学童クラブに入会の申請をしたら、すぐに利用できますか？

A 定員に空きがある場合でも、提出書類の確認と入会選考のため、申請してから入会できるまで2週間程度かかります。ただし、緊急性があると判断した場合は、この限りではありません。

Q 就労時間が月48時間を超えない場合でも学童クラブに申し込みますか？

A 就労時間が月48時間を超えない場合は申し込むことができません。

Q 夏休みのみ学童クラブを利用したいのですが利用可能ですか？

A 希望する学童クラブの定員に空きがある場合は利用可能です。

Q 港区の保育園の入園申込手続きで取得した就労証明書は利用可能ですか？

A 申請日から4か月以内に発行された就労証明書（港区の保育園の手続で使用する様式も可）であれば利用可能です。

Q 自営業のひとり親です。必要書類の例に記載されているものがありません。何を提出すれば良いですか？

A お仕事の内容や家庭状況を伺い、提出書類を提案させていただく場合があります。締切日に余裕をもって相談してください。

Q インターナショナルスクールに入学する予定です。学童クラブはいつから利用できますか？

A 令和8年4月1日現在、満6歳に達している児童（平成31年（2019年）4月2日生～令和2年（2020年）4月1日生）の場合は、4月1日から学童クラブへ入会できます。

また、満6歳に満たない満5歳の児童は、インターナショナルスクールへ入学した日から学童クラブへ入会できます。詳しくは希望する学童クラブにお問い合わせください。

Q インターナショナルスクールに在籍していますが、学年の点数はどう計算されますか？

A 生年月日で日本の学年に合わせ、調整指数を決定します。

Q 学区外の小学校に入学申請をしています。入学決定前ですが、申請を出している小学校の放課GO→学童クラブに利用申請をしても良いですか？

A 原則、入学する小学校決定後に利用申請をしてください。

その際、証明書類として、就学決定通知書の控え等のご提出をお願いする場合があります。

■ 学童クラブ育成料について

Q 1か月学童クラブを利用しませんでした。育成料は還付されますか？

A 学童クラブの出席日数にかかわらず、学童クラブに在籍している限り育成料はかかります。

Q 育成料について、前年度手続きした口座振替の情報は引き継がれますか？

A 同一児童が学童クラブに再度入会した場合は、口座振替の情報が引き継がれます。

Q 育成料の減免制度について、前年度申請した減免情報は引き継がれますか？

A 前年度の減免情報は、引き継がれません。年度ごとに申請が必要です。

Q 育成料の減免制度について、申請に必要な書類は何ですか？

A 学童クラブ育成料減額・免除申請書のほか、要件ごとに

必要な添付書類が異なります。

詳しくは港区ホームページを参照してください。



港区ホームページ
(学童クラブ育成料について)

■ 障害児利用について

Q 障害児は、児童館・子ども中高生プラザ等・放課GO→・学童クラブを利用できますか？

A 全て利用できます。利用に当たっては、児童が安全で安心して楽しい生活を送れるよう、施設の職員体制や環境整備等を行う必要があるため、事前に生活状況調査書を提出いただきます。必要に応じて障害の程度や生活状況等に関する個別面談を実施する場合があります。

なお、障害児の受入に当たっては「港区児童館等における障害児に関する協議会」において、受け入れるための必要な体制整備等を協議します。必要な体制整備等が完了するまでお時間を要する場合や施設の状況によっては受け入れできない可能性があります。

(例：学童クラブの場合の手続きの流れ)



9 その他の居場所・サービス等

◆子育てひろば「あい・ぽーと」（一時保育「あおば」）

一時的に保育が必要となる子どもを、子育てひろば「あい・ぽーと」の施設内でお預かりします。

所 在 地	南青山2-25-1
対 象	生後2か月から小学6年生まで
登録・問合せ	子育てひろば「あい・ぽーと」 TEL 5786-3250

◆派遣型一時保育

一時的に保育が必要となる子どもの自宅等に保育者を派遣して保育を行います。

保 育 場 所	保護者の自宅等
対 象	区内在住で原則生後7日から小学6年生まで
登録・問合せ	子育てひろば「あい・ぽーと」 TEL 5786-3250

◆ベビーシッター利用支援事業

一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

保 育 場 所	保護者の自宅等
対 象	区内在住で小学6年生まで
登録・問合せ	株式会社パソナライフケア（港区委託事業者） TEL 0120-212-115

◆トワイライトステイ

保護者が仕事等で夜間に育児ができないときに子どもをお預かりします。

所 在 地	芝5-18-1-102（芝保育園となり）
対 象	区内在住で生後6か月から中学3年生まで
登録・問合せ	みなと子育て応援プラザP o k k e TEL 6435-0411

◆ショートステイ

保護者が出産や介護、出張、病気、冠婚葬祭等により育児が困難になったときに、宿泊を伴って子どもをお預かりします。

所 在 地	芝5-18-1-102（芝保育園となり）
対 象	区内在住で生後10か月から中学3年生まで
登録・問合せ	みなと子育て応援プラザP o k k e TEL 6435-0411

◆育児サポート子むすび（ファミリー・サポート・センター事業）

育児に関するサポートを必要とする人（利用会員）と育児の手助けができる人（協力会員）をむすび、地域全体で子どもの成長を見守る事業です。児童館・学童クラブへの送迎などに利用することもできます。

活 動 場 所	利用会員又は協力会員の自宅（近隣の児童館・公園、送迎等も可能）
対 象	0歳から小学6年生まで
登録・問合せ	港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 TEL 6230-0284

10 児童館等・放課GO→・学童クラブに関する問合せ

利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

(施設の連絡先)

別紙「令和8年度 港区学童クラブ一覧」をご覧ください。

※ 児童館等の一般来館・直接一般来館、放課GO→の連絡先も学童クラブと同様です。

※ 入会・利用の手続きは、各施設で行います。

※ 放課GO→おだいば（放課GO→学童クラブは行っていません。）の連絡先等は次のとおりです。

放課GO→おだいば （運営事業者：(株) パソナフォスター）	港区台場1-1-5 TEL 5500-2562 FAX 5500-2562
-----------------------------------	---

(所管課)

■児童館等、放課GO→クラブ、学童クラブについて

芝地区総合支所管理課施設運営担当	港区芝公園1-5-25 TEL 3578-3135
麻布地区総合支所管理課施設運営担当	港区六本木5-16-45 TEL 5114-8805
赤坂地区総合支所管理課施設運営担当	港区赤坂4-18-13 TEL 5413-7273
高輪地区総合支所管理課施設運営担当	港区高輪1-16-25 TEL 5421-7067
芝浦港南地区総合支所管理課施設運営担当	港区芝浦1-16-1 TEL 6400-0033

■放課GO→おだいばについて

教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課生涯学習係	港区芝公園1-5-25 TEL 3578-2744
-----------------------------------	------------------------------

■制度全般に関することについて

子ども家庭支援部子ども若者支援課 子ども若者支援係	港区芝公園1-5-25 TEL 3578-2426
------------------------------	------------------------------